

ID: 27

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	宅内工事業者指定証の交付及び再交付		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ宅内施設工事指定業者に関する規則 第4条第2項及び第4項		
例規番号	平成17年規則第27号		
<p>【根拠条文】 (宅内工事業者指定証)</p> <p>第4条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、宅内工事業者の指定をするものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により宅内工事業者としての指定を行った者に対し、宅内工事業者指定証(別記様式第3号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 指定された業者(以下「指定業者」という。)は、指定証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>4 指定業者は、指定証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに宅内工事業者指定証再交付申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>5 指定業者は、第7条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定証を返納しなければならない。</p> <p>6 指定業者は、第7条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間市長に指定証を返納しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日